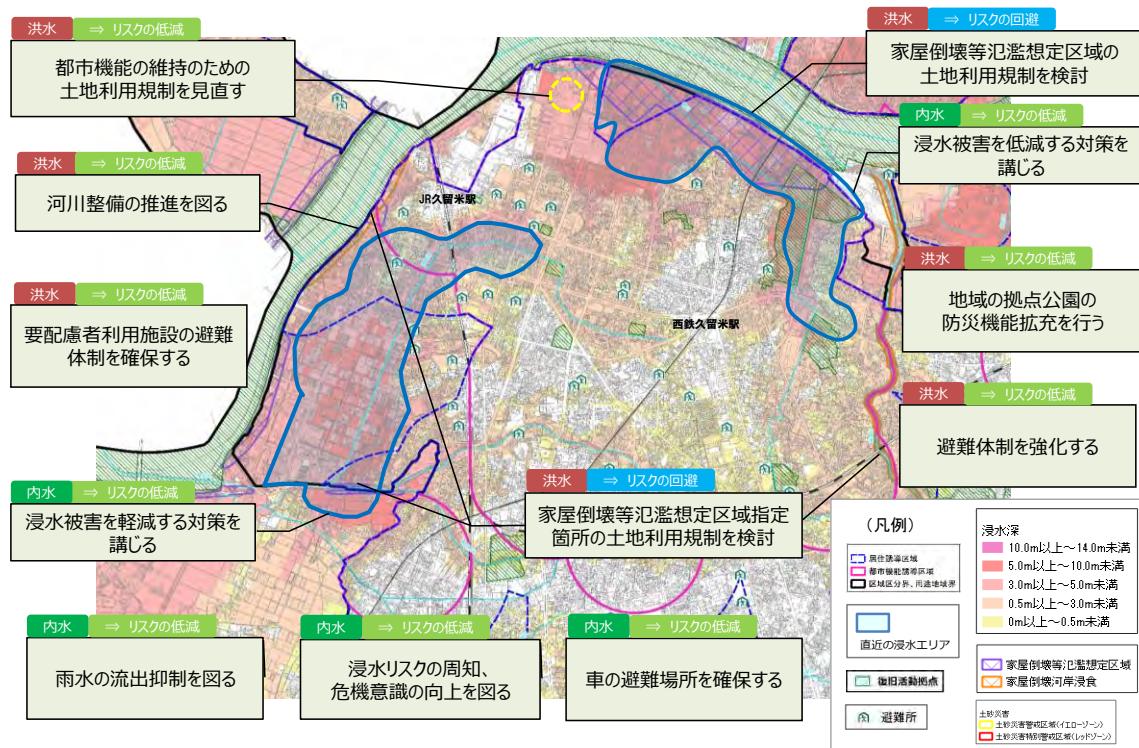


(3) 地域ごとの課題に対する取組方針

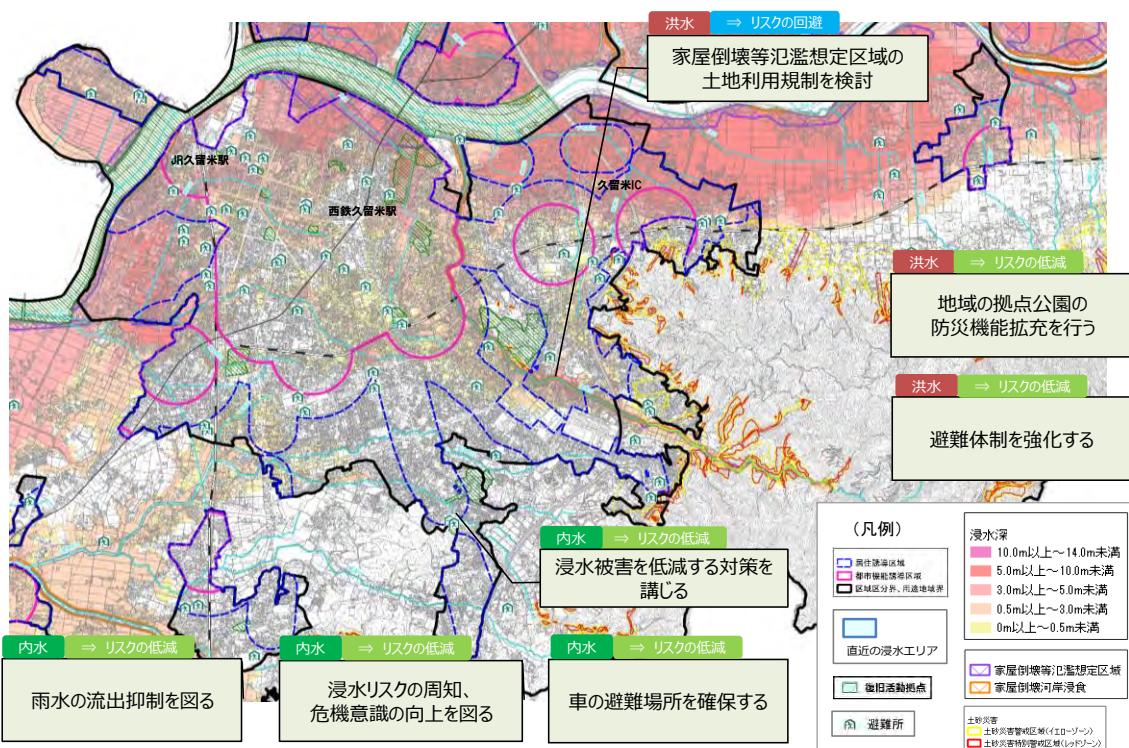
(1) 中心拠点地区

主な河川流域：筑後川・筒川・池町川・金丸川・高良川



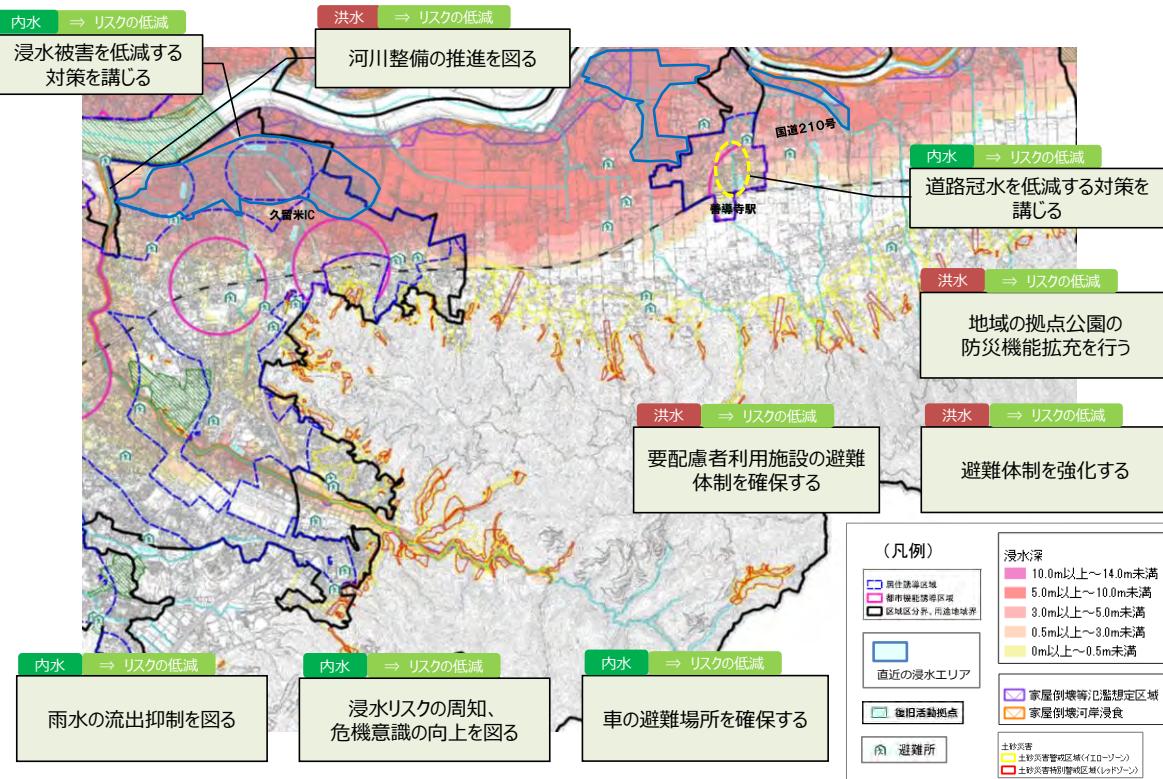
(2) 中心拠点広域地区(中心拠点除く)

主な河川流域：筑後川・高良川・桃太郎川・上津荒木川・野添川



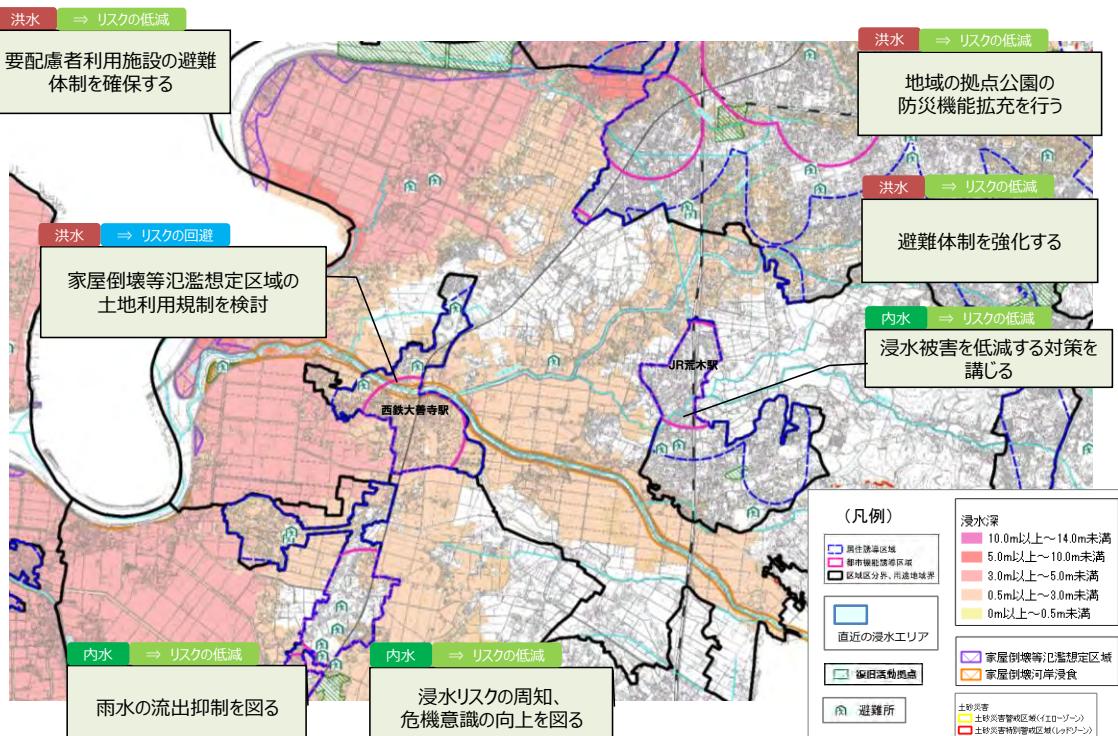
(3) 東部地区(久留米IC・善導寺など)

主な河川流域：筑後川・下弓削川・井田川・中谷川・岩井川・江川・不動川・藤町川



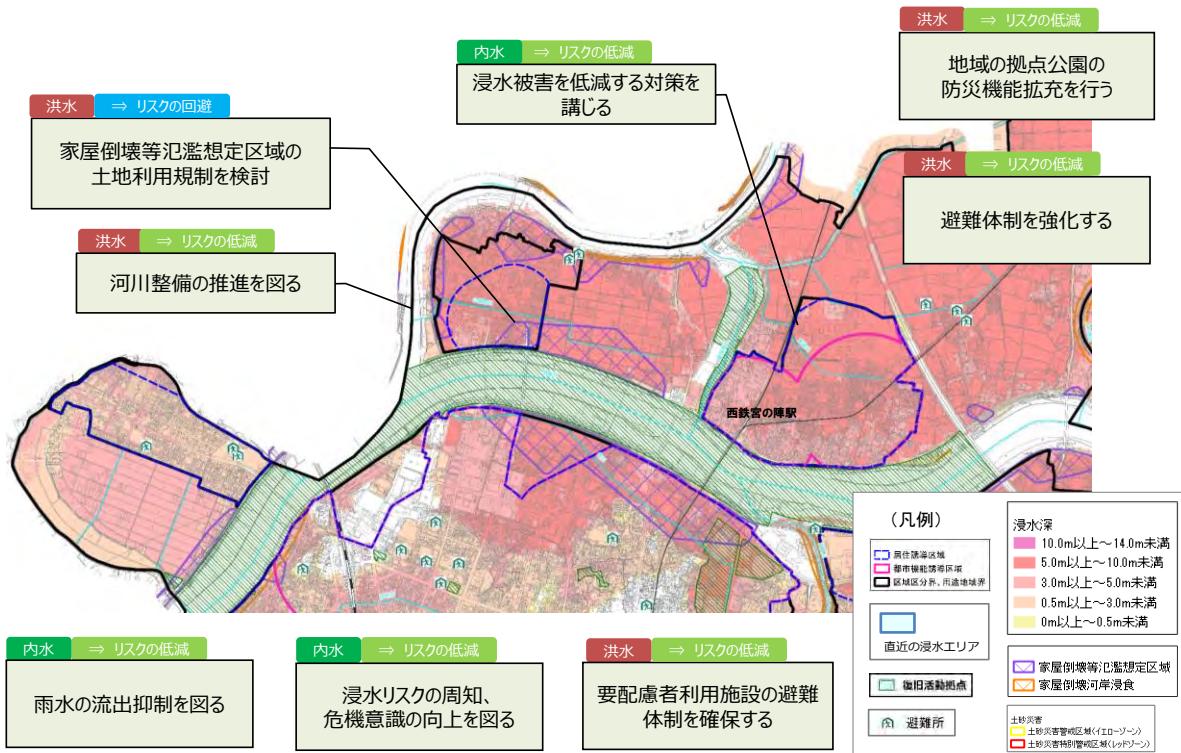
(4) 西部地区(大善寺・荒木など)

主な河川流域：筑後川・広川・野添川・上津荒木川



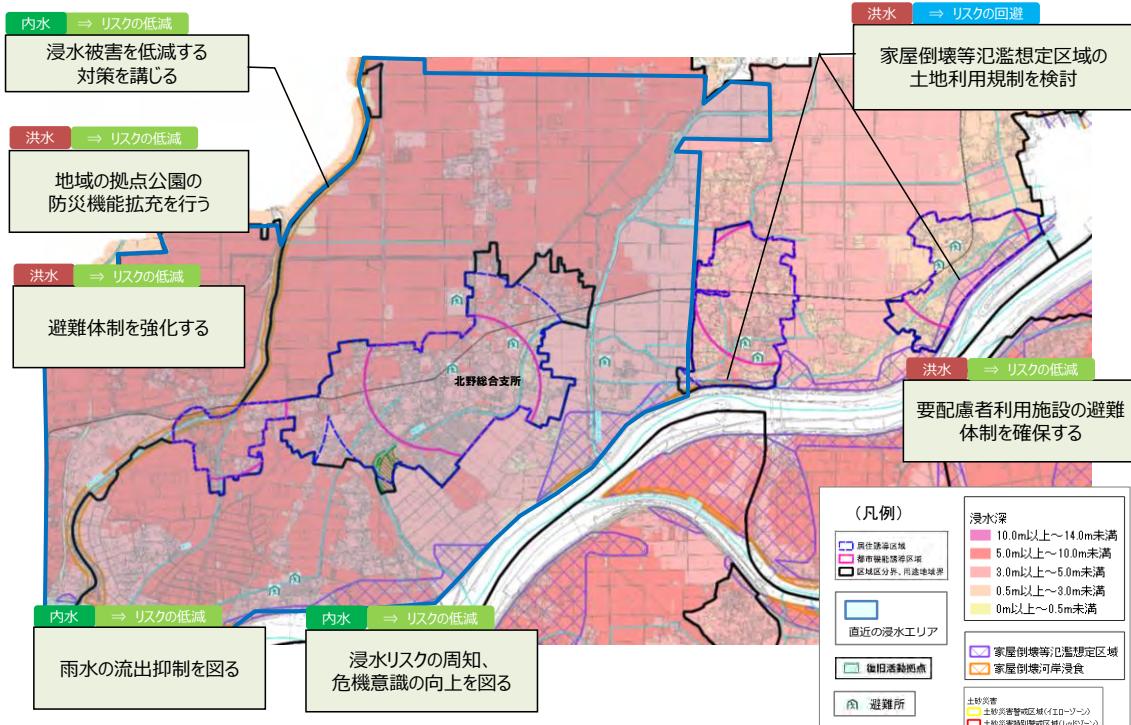
(5) 北部地区(宮ノ陣・長門石・小森野)

主な河川流域：筑後川・宝満川・新宝満川・小森野川・荒瀬川



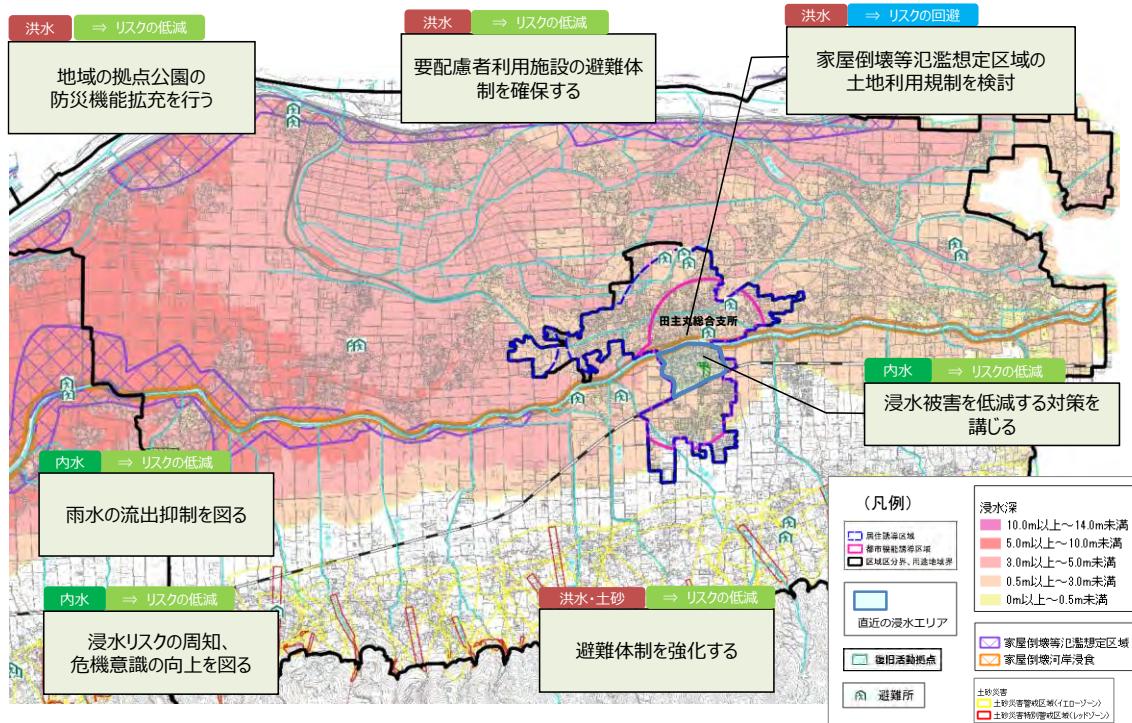
(6) 北部地区(北野)

主な河川流域: 筑後川・陣屋川・大刀洗川



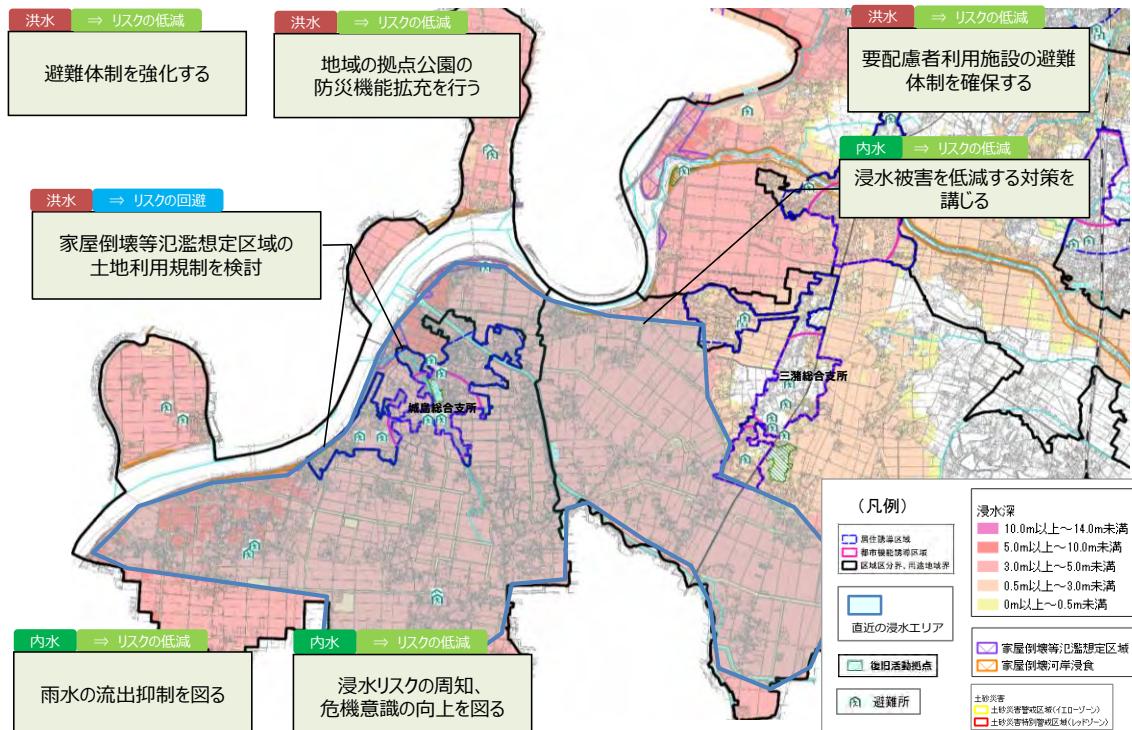
(7) 東部地区(田主丸地区)

主な河川流域：筑後川、巨瀬川、古川



(8) 西部地区(城島・三潴)

主な河川流域：筑後川、山ノ井川、宇田貫川



(4) 具体的な取組の検討資料

●災害リスクのある区域における土地利用の主な取組

誘導区域	規制策・誘導策	具体的な内容
内	居住誘導区域の見直し	災害リスクの高い区域を居住誘導区域に含めない。一定規模以上の建築物を建築する場合は、届出が必要となる。立地の誘導を図るうえで支障がある場合は、勧告・公表を行うことができる。
外	居住調整地域	誘導区域外の地域を指定することが可能で、指定された地域においては3戸以上の住宅の建築やその目的の開発行為等が制限される。
	市街化調整区域へ編入（逆線引き）	市街化区域を市街化調整区域に編入することで、都市計画法第34条の立地基準を満たす建築物の建築等のみ認められることとなる。
	災害危険区域	建築基準法第39条の規定に基づき、条例により住宅の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する規制を行うことができる。急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場所を福岡県の条例にて指定されている。
外 (市街化調整区域)	開発許可制度の見直し	市街化調整区域において、浸水リスクの高い地域の開発を抑制するため、開発許可制度の見直しを行う。

●主な雨水流出抑制策

流出抑制策	具体的な内容
農地等の保全	居住誘導区域外で一定の要件を満たす土地のうち、農地等の保水機能を維持するため、生産緑地法に基づき指定する。
宅地等の雨水流出抑制	家屋等への雨水貯留タンク設置に要する費用の一部を助成し、雨水流出抑制を図る。
グリーンインフラの推進	緑を活かし、保水機能を有する都市空間の形成を図るため、公園緑地や公共地の緑化整備及び民有地緑化に対する助成を行う。

●避難に関する主な取組

流出抑制策	具体的な内容
自主防災マニュアルの策定支援	自主防災マニュアルの策定支援を行い、自主防災組織による自発的な防災訓練等の支援を行う。
避難確保計画の作成促進	浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を強化する。
立体駐車場の利活用	車を主とした避難および車の避難場所として、民間施設を含む自走式立体駐車場利活用への協力体制の構築を行う。

●その他の主な取組

流出抑制策	具体的な内容
洪水標識の設置	住民の水害に対する危機意識醸成のため、市内各所に洪水標識（想定浸水深）を設置し、浸水リスクの周知を図る。
道路水位表示標の設置	水位を確認できる表示標を浸水被害が生じている地域内の主要路線の道路施設等に設置し、通行者等に浸水リスクの周知を図る。

●都市施設に関する主な取組

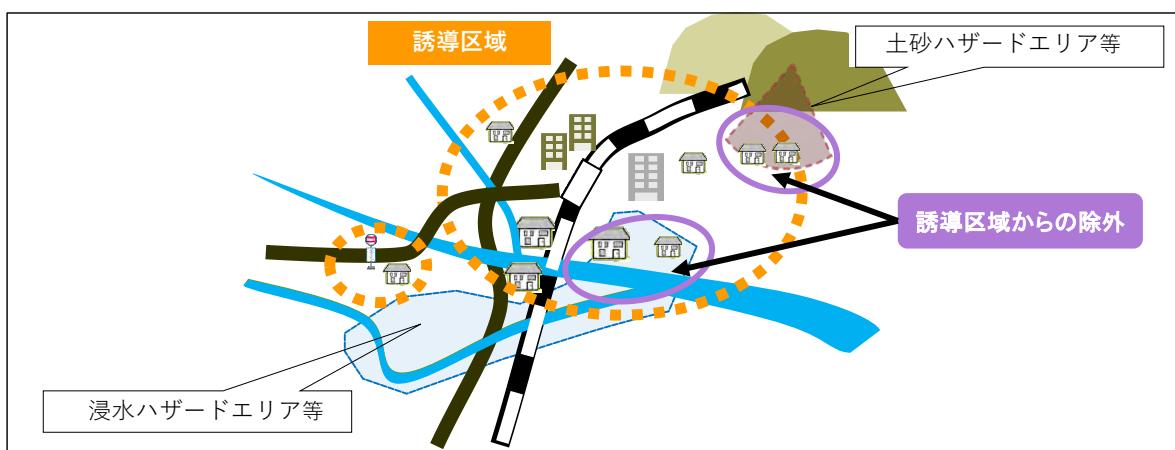
流出抑制策	具体的な内容
地域の拠点公園の防災機能の拡充	災害発生時、地域の復旧活動等の拠点となる都市公園の防災機能拡充を推進する。
ため池を活用した洪水調整	ため池を洪水調整池として活用することにより、下流域への雨水流出を抑制し、浸水軽減を図る。
クリークの事前排水	クリークを活用して雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減を図る。

●(取組方針)リスクのある区域における主な土地利用規制の解説

◇居住誘導区域の見直し

災害リスクの高い区域を居住誘導区域に含まない。居住誘導区域外において、一定規模以上の建築物を建築する場合等は、都市再生特別措置法第88条に基づく、届出が必要となる。

建築される建築物が、立地の誘導を図るうえで支障があると認める場合は、申請者に対して必要な勧告を行うことができる。災害レッドゾーンでの開発等に対する勧告について、事業者がこれに従わなかったときは、事業者名等を公表することができる。

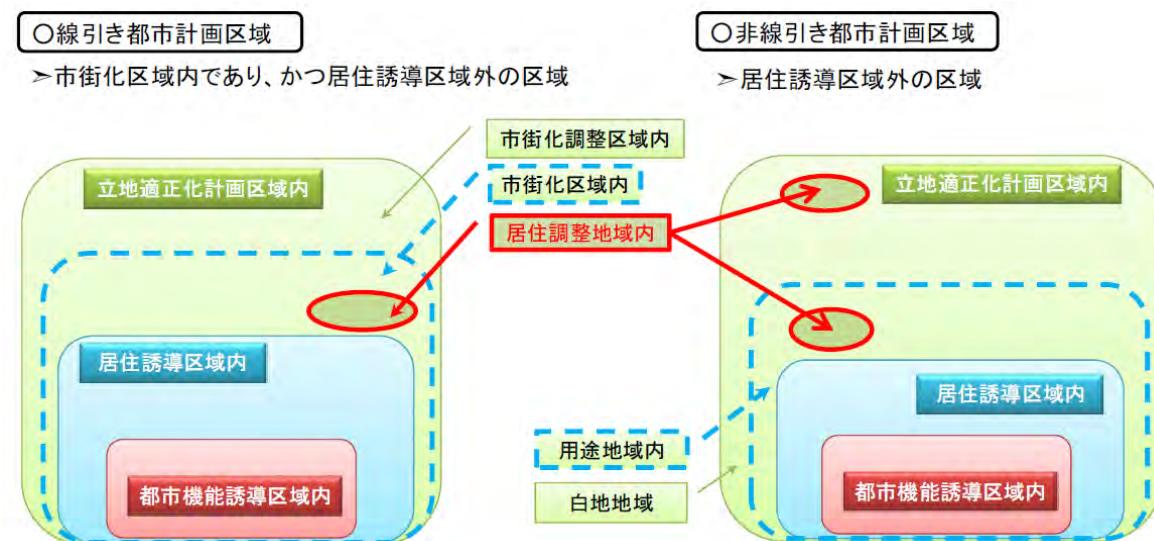


図：誘導区域の見直しイメージ

◇居住調整地域の指定

居住調整地域は、住宅地化を抑制するために定める地域地区であり、市街化調整区域並びに居住誘導区域を除く区域に指定することができる。

居住調整地域内において、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為等を行おうとする場合には、居住調整地域を市街化調整区域とみなして開発許可制度（立地基準の適合性も審査される）が適用されることとなる。



図：居住調整地域の指定例（国土交通省作成資料）

●(取組方針)リスクのある区域における主な土地利用規制の解説

◇市街化調整区域への編入(逆線引き)

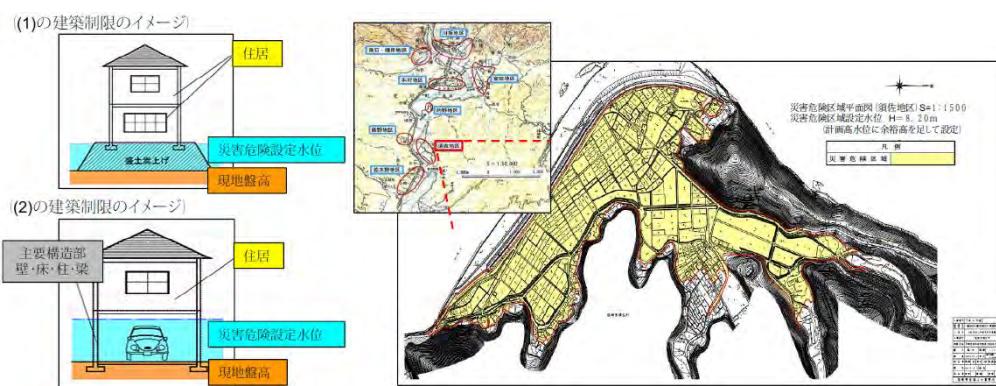
市街化区域内に災害リスクが高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を踏まえ、市街化調整区域に編入することで、建築物の立地制限がかかる。(建築物の建築等を行う場合は、都市計画法第34条の立地基準を満たす必要がある)



図：線引きの例（国土交通省作成資料）

◇災害危険区域の指定

災害危険区域とは、建築基準法第39条の規定に基づき、地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。



○延岡市条例の概要：災害危険区域内の建築物について、次のとおり制限を加える。

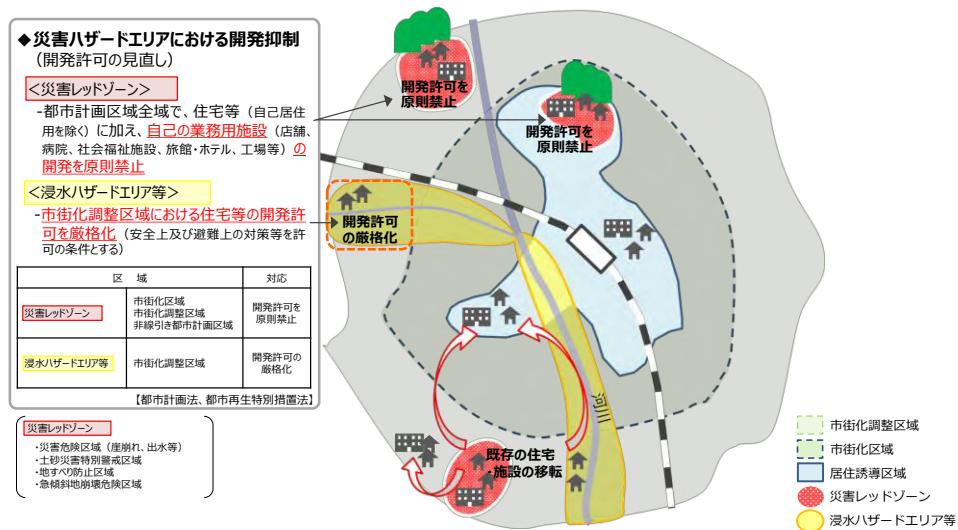
対象建築物	主な制限内容
住居の用に供する建築物	建築してはならない。ただし、次の建築物で市長の認定を受けたものはこの限りではない。 (1) 基礎地盤面の高さを災害危険設定水位以上として建築する建築物 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部（屋根及び階段を除く。）を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、災害危険設定水位以下の部分を住居の用に供しない建築物

図：災害危険区域の指定例（国土交通省作成資料）

●(取組方針)リスクのある区域における主な土地利用規制の解説

◇開発許可制度の見直し

市街化調整区域の災害レッドゾーンエリアや浸水リスクが高いエリアについて、都市計画法第34条第11号、12号にて定める条例に基づく開発許可の厳格化を行う。



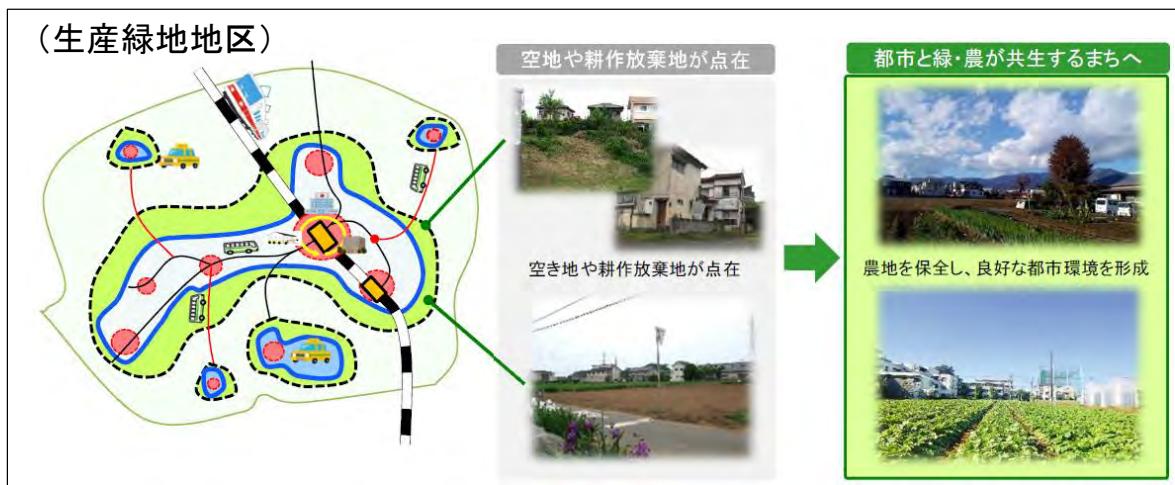
図：開発許可制度の見直しのイメージ（国土交通省作成資料）

●主な雨水流出抑制策の概要

◇農地等の保全

生産緑地制度等を活用して市街化区域内の農地を保全し、市街地における保水機能を確保する。

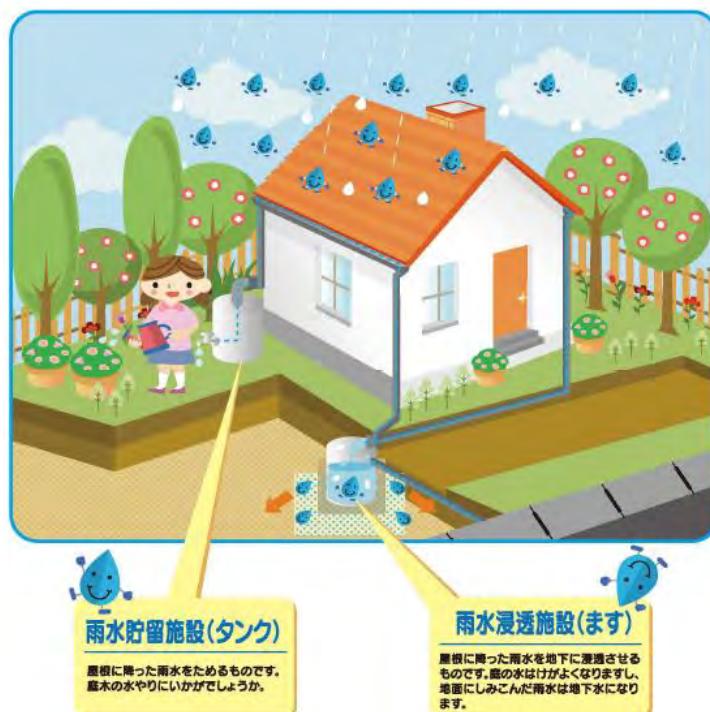
生産緑地制度とは、市街化区域内の農地を計画的に保全し、緑豊かで良好な都市環境をつくることを目的として、農地等の所有者の申し出に基づき、都市計画に「生産緑地地区」を定める制度である。



図：生産緑地制度のイメージ

◇宅地等の雨水流出抑制

雨水流出抑制施設として雨水貯留タンクの設置費用の一部を助成し、宅地等における雨水流出抑制を図る。



図：雨水貯留施設の整備イメージ

●主な雨水流出抑制策の概要

◇グリーンインフラの推進

緑を活かし、保水機能を有する都市空間の形成を図るため、公園緑地や公共地の緑化整備及び民有地緑化に対する支援等を行う。

緑を活かし、保水機能を有する都市空間の形成を図るグリーンインフラ整備の推進

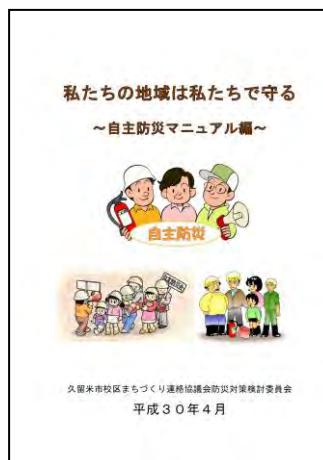


図：グリーンインフラの整備イメージ

●避難に関する主な取組の概要

◇自主防災マニュアルの策定

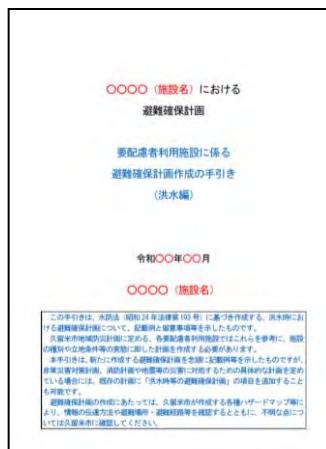
防災には行政や公的機関の活動は欠かせないが、まず「自分（家族）の命は自分（家族）で守る」そして「近所同士で守り合い（互近助）、支えあい」が大切である。そのためには、地域をよく知っている校区や自治会・自治区における組織化した自主防災対策が効果的である。自治会や自主防災組織等で、いざという時に迅速かつ的確に活動できるようにすることが大切であり、マニュアル策定が必要となっている。



図：自主防災マニュアルの手引き

◇避難確保計画の作成促進

近年、全国各地で様々な自然災害が発生しており、河川の氾濫で、高齢者グループホーム等で逃げ遅れにより多くの方が犠牲になるなどの被害が発生している。このような事態を受け、平成29年6月19日に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に立地している要配慮者利用施設の管理者等に対して、洪水・土砂災害に対する防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成し、各市町村長への届出及び避難訓練の実施が義務付けられている。



図：避難確保計画の作成の手引き

●避難に関する主な取組の概要

◇立体駐車場の利活用

車を主とした避難および車の避難場所として、民間施設を含む自走式立体駐車場利活用への協力体制の構築を行う。



図：自走式立体駐車場の例

●その他の主な取組の概要

◇洪水標識(想定浸水深)の設置

洪水ハザードマップの更なる普及啓発、住民の水害に対する危機意識の醸成を図るため「まるごとまちごとハザードマップ」の取組により、市内各所に洪水標識（想定浸水深）を設置し、浸水リスクの周知を図る。



電柱への添加型表示(実績浸水深)



壁面への添加型表示(想定浸水深)

図：洪水標識（想定浸水深）の設置イメージ

◇道路水位表示標の設置

水位を確認できる表示標を浸水被害が生じている地域内の主要路線の道路施設等に設置し、通行者等に浸水リスクの周知を図る。



図：洪水標識（想定浸水深）の設置イメージ

●都市施設に関する主な取組の概要

◇地域の拠点公園の防災機能の拡充

災害に強いまちづくりを進めるため、地域の拠点となる公園では、一時避難地としての機能だけでなく、災害が発生した場合における救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等となる拠点として防災機能の拡充を推進する。



図：災害時の公園活用のイメージ



図：広場の整備イメージ



図：出入口の改修イメージ

●都市施設に関する主な取組の概要

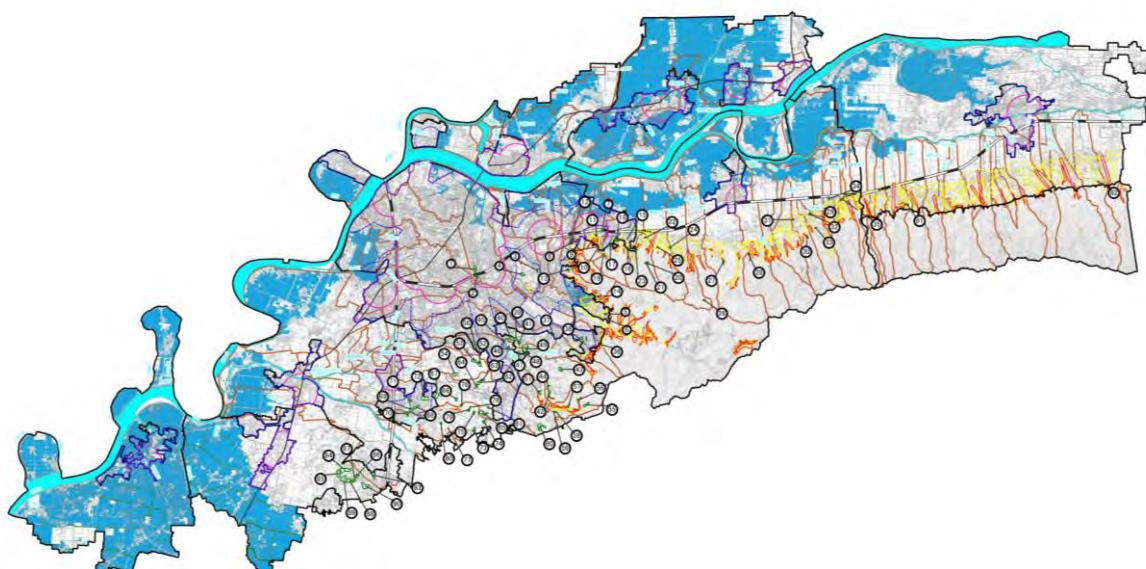
◇ため池を活用した洪水調整

ため池を洪水調整池として活用することにより、下流域への雨水流出を抑制し、浸水被害軽減を図る。ため池を4つに分類し、事前放流可能なため池（分類）：A、B、C）を活用する。

分類	
A	整備済みで、洪水調整と事前放流ができるため池
B	事前放流は可能であるが、洪水調整が可能となる整備を予定しているため池
C	事前放流が可能なため池
D	農業用ため池として重要なため池であり、事前放流不可のため池

ただし、以下に該当するため池は、洪水調整として活用しない。

- ・ 土砂災害警戒区域の指定がある
- ・ ため池までの道のりで、土砂災害警戒区域エリアを通行する
- ・ ため池に行くまでに車両等が通行できない
- ・ 自衛隊演習場敷地内にあるもの
- ・ 小規模なもの 等

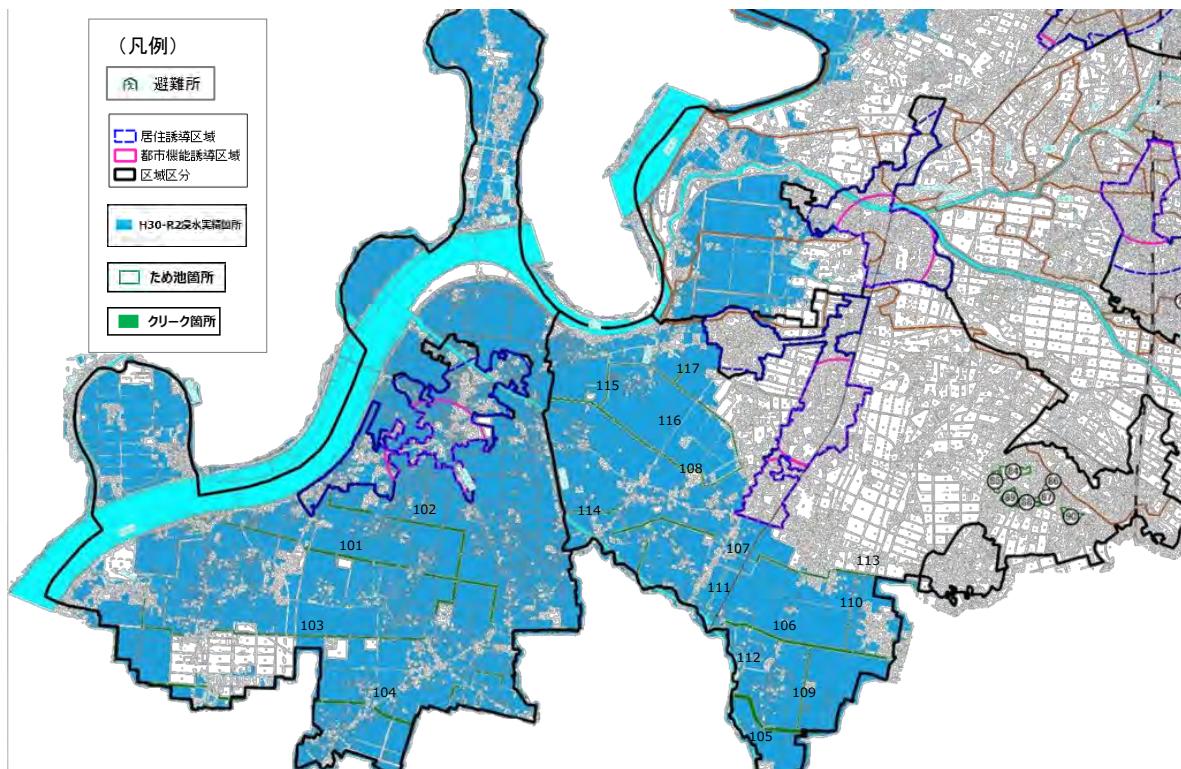


図：久留米市全域ため池配置箇所+浸水(H30-R2)実績箇所

●都市施設に関する主な取組の概要

◇クリークを活用した洪水調整

クリークを活用して雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減を図る。特に城島地区は、浸水被害が広範囲に生じているため、三瀬地区とあわせ事前放流が可能なクリークの選定を行い、雨水のピークカットを行う。



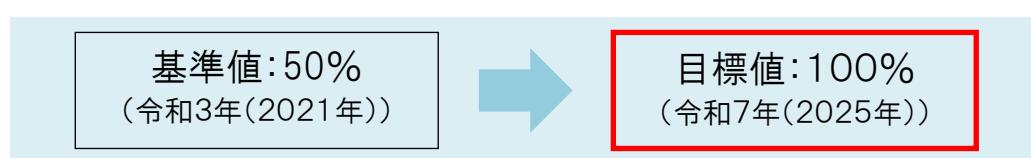
図：クリーク配置箇所+浸水(H30-R2)実績箇所

(5) 目標値

久留米市立地適正化計画の実現を図るために、「コンパクトなまちづくり」や「公共交通によるネットワーク」の達成を示す目標値として、「居住誘導区域内の人口密度」「公共交通利用回数」「住民のすみやすさ意識」を定めている。

本指針においても、災害リスクの低減を図るために、「自主防災マニュアルの策定率」「内水ハザードマップ（道路冠水注意マップ除く）整備率」「洪水標識の設置率」の3つを設定する。（再掲）

目標値4　自主防災マニュアルの策定率（%）



目標値 設定の 考え方	<ul style="list-style-type: none">災害が発生した際には、「自分の身は自分で守る」という自助と、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の働きが重要となる。それらと「防災関係機関の取組」の公助が連携し、地域の防災力を向上させることが重要となる。自治会や自主防災組織等で、いざという時に迅速かつ的確に活動できるようにすることが大切であり、そのためのマニュアル策定が必要である。
目標値 設定の 考え方	<ul style="list-style-type: none">目標値は、自主防災マニュアルを久留米市内全校区で作成するものとして設定
指標の 定義	<p>自主防災マニュアルの策定率(%) = 自主防災マニュアル策定済校区 ÷ 久留米市内全校区(46校区)</p>

目標値5 内水ハザードマップ（道路冠水注意マップ除く）の整備率（%）

基準値：一
(令和3年(2021年))

目標値：100%
(令和7年(2025年))

目標値 設定の 考え方	<ul style="list-style-type: none">内水氾濫とは、局地的大雨いわゆるゲリラ豪雨などにより、雨水が急激に水路や河川などに集まるため排水が追い付かず、内水が地表に溢れて引き起こされる浸水区域を想定するものである。現時点は内水ハザードマップとして道路冠水注意マップを作成済であるが、近年、内水被害が多発しており、より詳細に身近に起こる浸水リスクの周知を図る必要がある。
目標値 設定の 考え方	<ul style="list-style-type: none">目標値は、内水ハザードマップを各河川流域において整備するものとして設定
指標の 定義	<p>内水ハザードマップ（道路冠水注意マップ除く）の整備率（%）</p> <p>= 内水ハザードマップ整備済河川流域 ÷ 各河川流域（18流域）</p> <p>※対象河川流域</p> <p>下弓削川、江川、金丸川、池町川、大刀洗川、陣屋川、山ノ井川、筒川、安武川、不動川、藤町川、上津荒木川、野添川、大谷川、三光川、夫婦木川、発心川、堺川</p>

目標値6 洪水標識の設置率（%）

基準値：一
(令和3年(2021年))



目標値：100%
(令和7年(2025年))

目標値 設定の 考え方	<ul style="list-style-type: none">● 水防法の改正にともない、浸水想定区域の指定・公表と洪水ハザードマップの作成が進む中、これらの洪水に関する情報の普及推進が必要であり、洪水ハザードマップの理解を深める取組として、洪水痕跡の保存や、街頭での水位情報の提供等が重要である。● 洪水ハザードマップの更なる普及啓発、住民の水害に対する危機意識の醸成のため「まるごとまちごとハザードマップ」の取組により、市内各所に洪水標識を設置し、水害リスクの周知を図る。
目標値 設定の 考え方	<ul style="list-style-type: none">● 目標値は、洪水標識を各校区において設置するものとして設定
指標の 定義	<p>洪水標識の設置率(%) = 洪水標識設置済校区 ÷ 久留米市内全校区(46校区)</p>